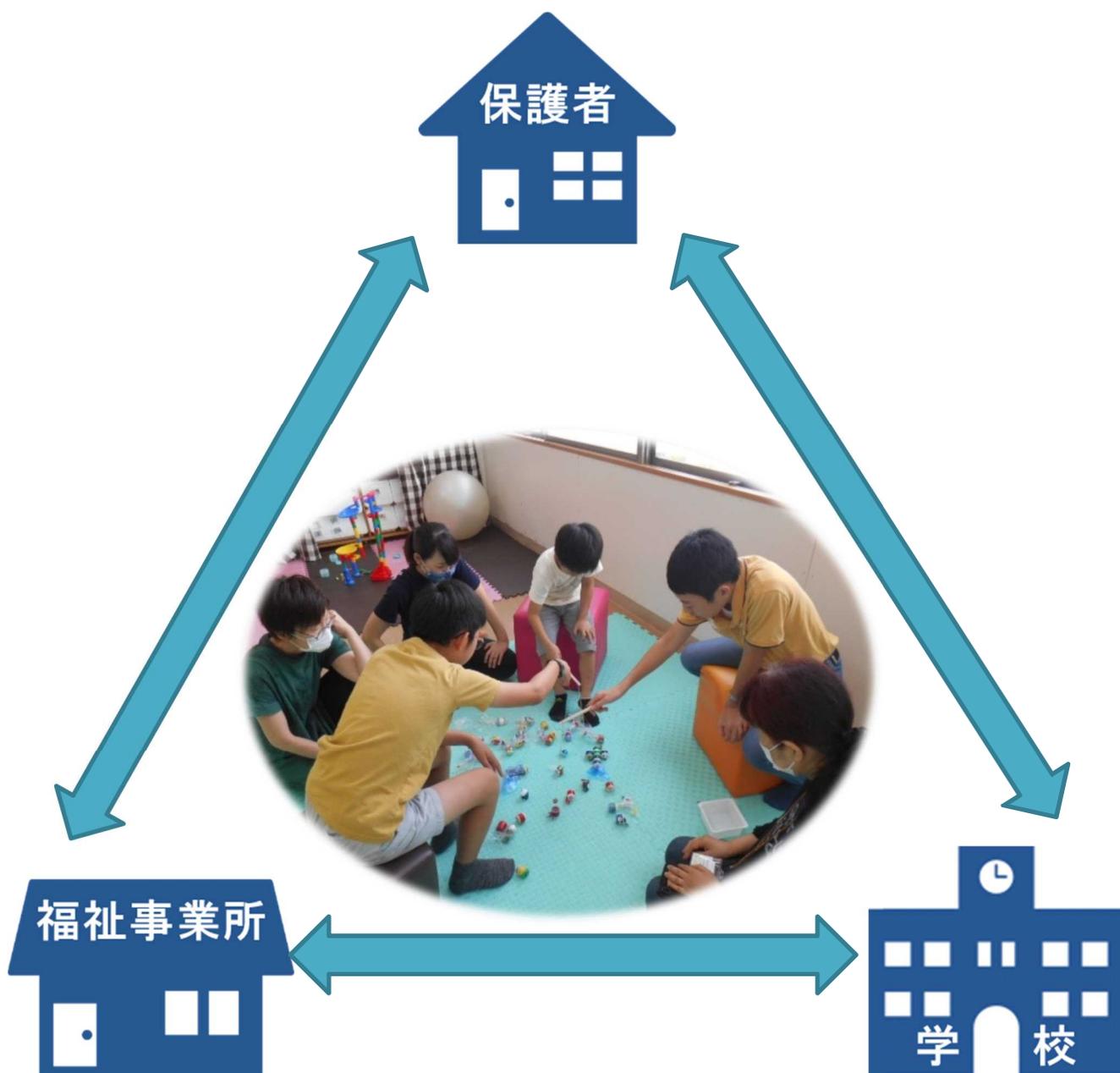


# 教育・家庭・福祉の連携マニュアル

～児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル～



令和3年3月

兵庫県教育委員会

## もくじ

Q：なぜ事業所と連携する必要があるのですか？

- ↳ **1** はじめに ～学校と福祉の連携の必要性～ 3
- 

Q：どのような福祉サービスがあるのですか？

- ↳ **2** 障害のある子どもと保護者のための福祉サービス 4
- 

Q：福祉サービス利用の手続きは、どのように進められますか？

- ↳ **3** 福祉におけるサービス利用開始の手続き 5
- 

Q：個別の支援計画と個別の教育支援計画はどちらがうのですか？

- ↳ **4** 障害のある子どもの支援に関する計画 6
- 

Q：放課後等デイサービスとはどのようなサービスですか？

- ↳ **5** 放課後等デイサービスについて 7
- 

Q：保育所等訪問支援とは何ですか？

- ↳ **6** 保育所等訪問支援について 9
- 

Q：学校と放課後等デイサービス事業所の連携で何が課題になっていますか？

- ↳ **7** 学校と放課後等デイサービス事業所の連携にかかる現状と課題 10
-

Q：学校と放課後等デイサービス事業所の連携はどのような方針で行われますか？

↳ **8** 連携にかかる兵庫県の方針 14

---

Q：連携のために市町教育委員会はどんな役割を担いますか？

↳ **9** 福祉との連携にかかる市町教育委員会の役割 15

---

Q：連携のために学校は何を準備する必要がありますか？

↳ **10** 福祉との連携に向けた学校の準備 16

---

Q：どのような手順で連携を進めていけばよいですか？

↳ **11** 学校における児童生徒が放課後等デイサービスを利用する時の手続き例 21

---

Q：連携がうまくいっている事例を教えてください。

↳ **12** 学校と事業所が効果的に連携を図るための取組例 32

---

Q：事業所のことについて、どこに相談すればよいですか？

↳ **13** 事業所との連携にかかる福祉の相談窓口 42

---

Q：参考になる資料があれば教えてください。

↳ **14** 参考資料 43

---



## 1 はじめに ～学校と福祉の連携の必要性～

平成24年4月、児童福祉法の改正により、放課後等デイサービス事業が創設された。この事業は、障害のある子どもの発達に応じて必要となる日常生活動作や自立生活を支援するための活動、地域との交流や創作活動等、余暇の提供を目的としている。社会体験の機会や場が限られていた子どもや保護者の期待の高まりから、この事業の利用が急増しており、放課後等デイサービス事業所が障害のある子どもの生活の場の一つになっている。

また、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行うことは、障害のある子どもの持てる力を最大限に高めることにつながる。そのため、学校、家庭、放課後デイサービス事業所を含む福祉が連携し、障害のある子どもの特性を共有して育てていくことが求められている。

一方で、放課後等デイサービスについて、教職員の理解が深まっておらず、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、子どもの状態などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。学校の制度や校内の体制等について、放課後等デイサービス事業所の理解が進んでいないため、放課後等デイサービス事業所から学校に対し、必要な連携や協力の内容に関する説明が十分になされず、学校は何を協力したらいいのか分からないという声もあるが、具体的な連携方策が整理されてこなかった。

こうした状況を踏まえ、平成29年12月、国において、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトが発足した。平成30年5月にはその報告の趣旨を踏まえた「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」が示された。

また県では、平成31年3月、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」を策定した。本計画では、兵庫県がめざす特別支援教育に向けて、「連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）」を推進することとしている。

そこで、横の連携として、保護者や放課後等デイサービス事業所との連携による支援を充実するために、平成31年度から、県立こやの里特別支援学校をモデル校に、伊丹市、阪神地域において、「トライアングル」プロジェクト実践研究事業を展開した。また、「学校と福祉機関の連携に係る検討会議」を設置し、教育・家庭・福祉が連携した支援体制を構築するための方策を研究し、すべての学校で活用できる連携マニュアルを策定するに至った。

各市町組合教育委員会、各学校においては、本マニュアルの趣旨を踏まえ、実情に応じた主体的な連携に取り組んでいただきたい。

本マニュアルにより、すべての教職員が放課後等デイサービス等についての理解を深め、障害のある子どもの安心・安全と一貫した支援のために、学校と家庭と福祉の一層の連携が推進されることを願う。

兵庫県教育委員会

## 2 障害のある子どもと保護者のための福祉サービス

放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づく福祉サービスであり、市町における「障害児通所支援」のひとつである。

### 【福祉サービスの種類と内容】

サービス名	対 象	内 容
児童発達支援	未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
医療型児童発達支援		日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う
放課後等デイサービス	児童生徒 【小・中・高・特別支援学校】	授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
保育所等訪問支援	幼児児童生徒 【保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他地方自治体が認めたもの（中、高など）】	保護者からの依頼に基づき、療育の専門家が保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な幼児児童生徒	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

(厚生労働省「障害福祉サービス等の体系」より)

### 3 福祉におけるサービス利用開始の手続き

放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の福祉サービスを利用する保護者は、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する事業所と契約を結んでいる。

#### 【放課後等デイサービス利用の流れ】



※ 1, ※ 2 は次ページ参照

#### 【相談支援事業所の役割】

相談支援専門員が、中立的な立場で、障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。また、利用開始後も、定期的に支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障害児支援利用計画の見直しや、サービス事業者等との連絡調整などを行う。

## 4 障害のある子どもの支援に関する計画

個々の障害のある児童生徒に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している等、それぞれが計画に沿った指導・支援を行っているが、その作成に当たっては、学校と事業所が連携を取り、内容については一貫性を持たせることが求められている。

福祉にかかる計画	教育にかかる計画
<p style="text-align: center;"><b>障害児支援利用計画</b></p> <p>障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ最も適切なサービスの組合せ等について検討し、子ども又は保護者の同意のもと作成する計画のこと。</p>	<p style="text-align: center;"><b>個別の教育支援計画</b></p> <p>個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、家庭、医療機関、福祉機関における支援の目標、内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>放課後等デイサービス計画(個別支援計画)</b></p> <p>放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者が、放課後等デイサービスを利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のこと。</p>	<p style="text-align: center;"><b>個別の指導計画</b></p> <p>個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために作成しなければならないものであり、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。また、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。</p>
<p>厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」より</p>	<p>特別支援学校学習指導要領解説総則編より</p>

## 5 放課後等デイサービスについて

### 1 放課後等デイサービス事業所の取組

放課後等デイサービス計画に沿って、次の基本活動を複数組み合わせることで支援を行う。

#### (1) 自立支援と日常生活の充実のための活動

- ・子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。

#### (2) 創作活動

- ・季節の変化に興味を持てるようにする等、豊かな感性を培う。

#### (3) 地域交流の機会の提供

- ・社会生活や経験の範囲が制限されないよう、子どもの社会経験の幅を広げていく。

#### (4) 余暇の提供

- ・自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

(厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」より)

#### 【放課後等デイサービス事業所の取組の例】

##### <基本的日常生活動作の支援>

- ・排泄や靴の脱ぎ履き、衣類の着脱、手洗いなどの身辺自立を促すための支援
- ・個々に合わせた自立課題（コイン入れ、ボールペン組立、計量、絵マッチングなど）

##### <自立に向けた活動>

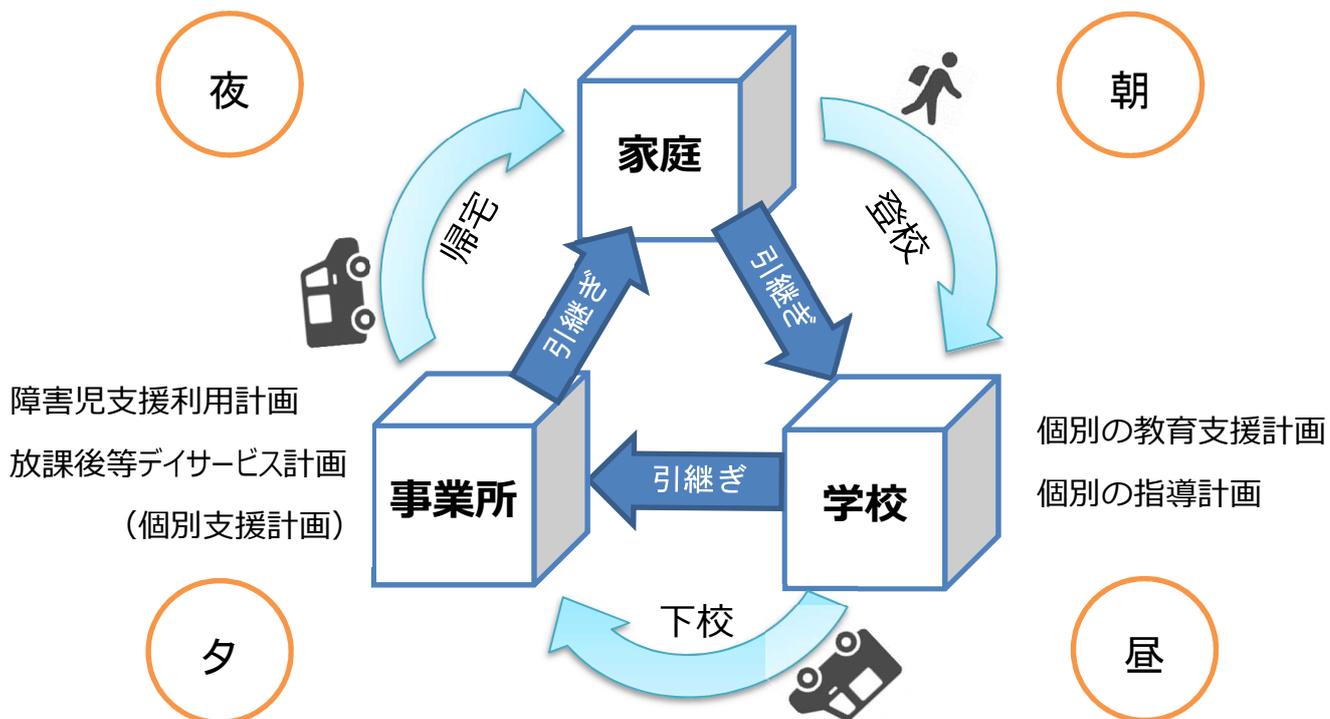
- ・毎日の清掃活動（室内の掃除機がけ、モップがけ、外のゴミ拾いなど）
- ・役割を意識して日々の活動に取り組む。（始まりの会や終わりの会の司会、お茶くみ、おやつ当番など）
- ・一日の振り返り

##### <楽しみながらできる集団活動>

- ・季節に合わせた食材を使用した調理活動（シチューやポテトサラダ、ガレットなど）
- ・様々な食材を使用したおやつ作り（マフィンやゼリー、ベビーカステラなど）
- ・スーパーでの買い物
- ・学校休業日など長時間利用を活かした外出活動（博物館、動物園、水族館、山登り、広い公園など）

## 2 放課後等デイサービスを利用している児童生徒の生活の流れ

児童生徒が安心して過ごすためには、保護者から学校、学校から事業所、事業所から保護者に対して、日々の子どもの状況等の引継ぎを行うことで、情報を共有することが必要である。



※ 車による送迎サービスを提供している事業所が多くある。



### 1 保育所等訪問支援の目的

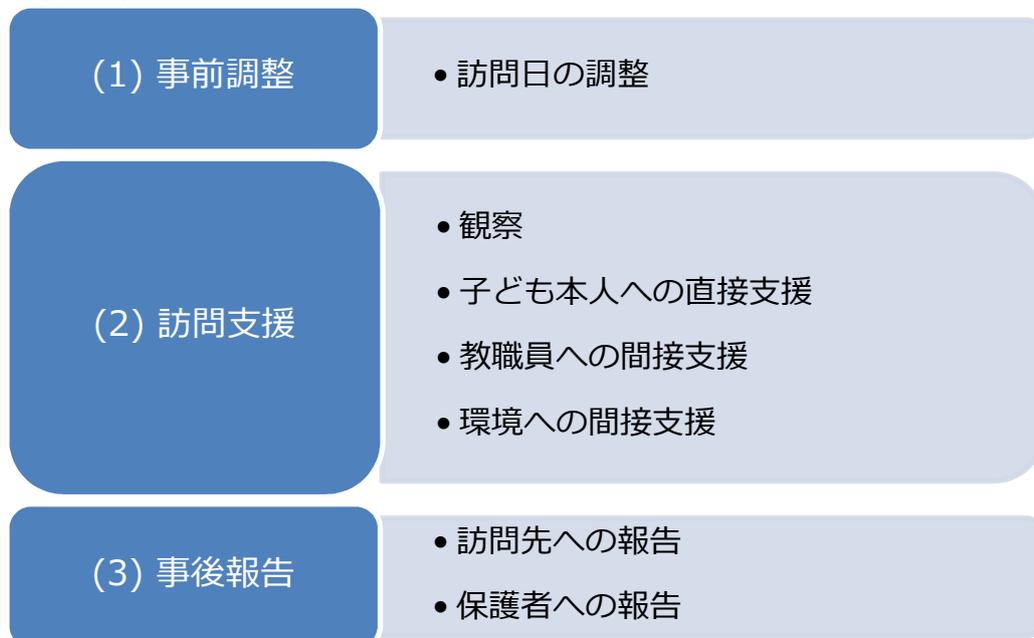
保護者からの依頼に基づき、訪問支援員が学校等集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行う。集団生活への適応とは、支援の対象となる子どもを集団生活に合わせるのではなく、子どもの特性等に集団生活の環境や活動の手順等を合わせていくことである。

また、保育所等訪問支援を通して、保護者と学校の距離が縮まり、子どもの成長・発達を共に喜び合えるようになることで、最終的には子どもが安心・安全に過ごせる環境になり、教育の効果を最大限に引き出すことにつながると期待される。

### 2 保育所等訪問支援事業所

就学前の支援を行う児童発達支援センターや、放課後等デイサービスを行っている事業所が兼ねて行っていることが多い。児童指導員や保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等が訪問支援員として配置されている。

### 3 訪問支援の流れ



(厚生労働省「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」より)

## 7 学校と放課後等デイサービス事業所の連携にかかる現状と課題

児童福祉法の改正（H24年4月施行）により、兵庫県においても、放課後等デイサービスを利用する児童生徒が増加している。（平成26年度4,615人/月→令和元年度見込10,913人/月）

そこで、モデル地域において、次のとおり実態調査を行った。

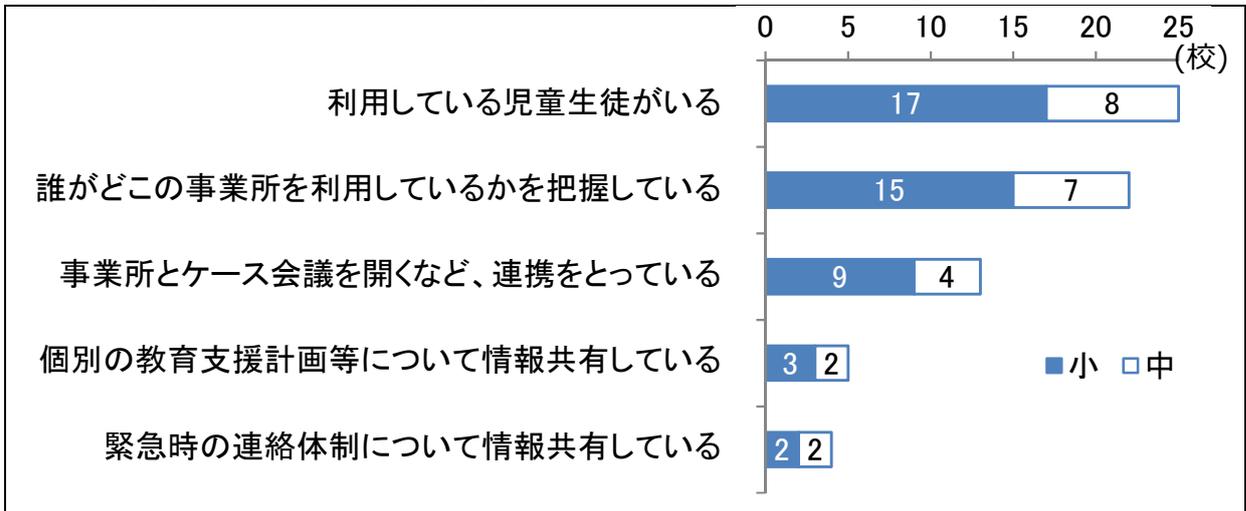
### 1 学校と福祉機関の連携に係る実態調査

#### (1) 実態調査の実施

実施期間	令和元年8月～10月
対 象 (回答数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊丹市、宝塚市の放課後等デイサービス事業所(34)</li> <li>・伊丹市、宝塚市の放課後等デイサービス事業所を利用する保護者(95)</li> <li>・伊丹市立小(17)・中(8)・特別支援学校(1)</li> <li>・県立特別支援学校(27)</li> </ul>

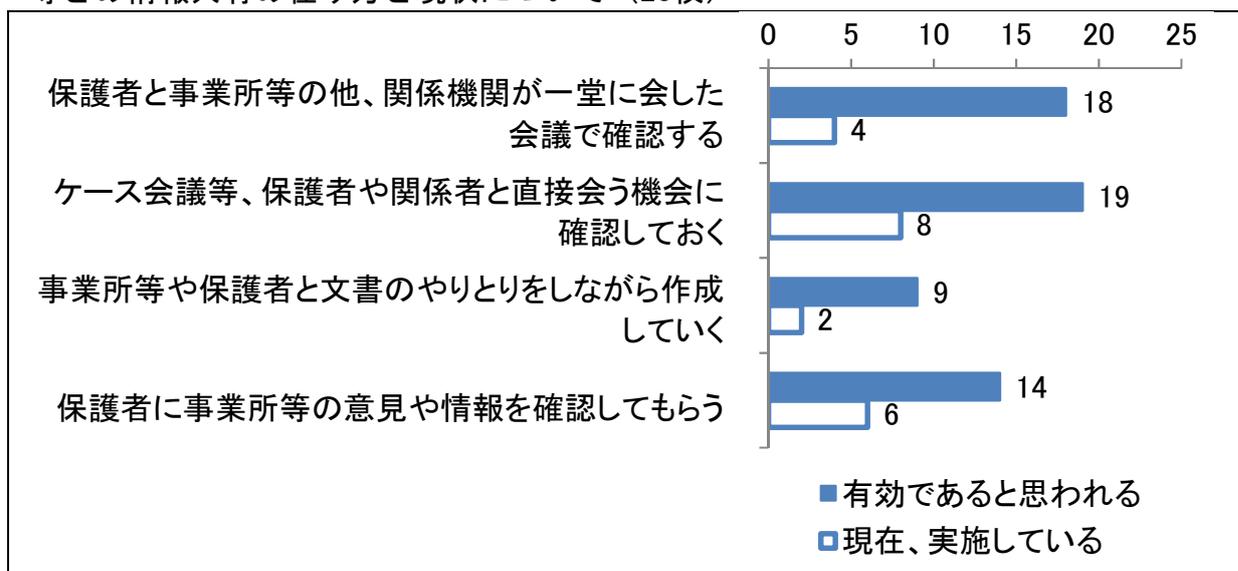
#### (2) 実態調査の結果から

##### ① 小・中学校児童生徒の放課後等デイサービス利用状況（全25校）



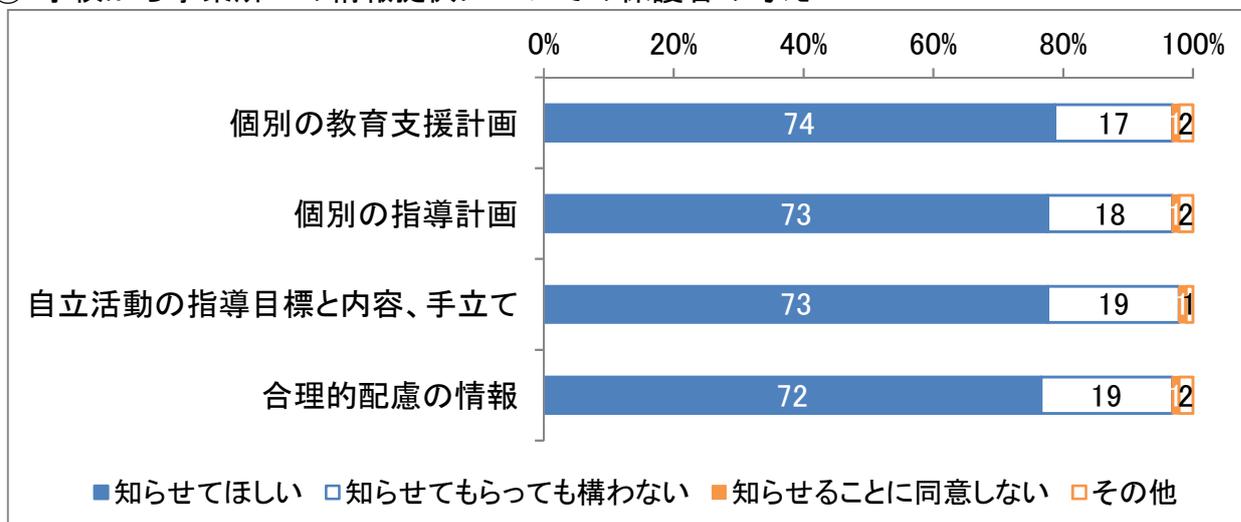
すべての小・中学校に、放課後等デイサービスを利用する児童生徒が在籍しているが、個別の教育支援計画や緊急時の連絡体制など、一貫した支援や安心・安全のための情報が共有されていないことがほとんどである。

② 特別支援学校の個別の教育支援計画の作成における、放課後等デイサービス事業所等との情報共有の在り方と現状について（28校）



多くの特別支援学校が、保護者や関係機関と会議等で事業所等と会って、個別の教育支援計画作成にかかる情報を共有することを有効であると考えているが、実際に実施されている学校は少ない。

③ 学校から事業所への情報提供についての保護者の考え



個人情報の保護や守秘義務を理由に事業所との情報共有に躊躇する学校が多いが、ほとんどの保護者は、学校と事業所が個別の支援計画等の情報を共有することを肯定的に捉えている。

④ 放課後等デイサービスの送迎に関して困っていること

小・中学校	特別支援学校	事業所
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下校児童の安全面で敷地内への駐車は大変危険である。</li><li>・ 下校中の児童との接触事故があった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ スクールバスのバス停に迎えに来られたときに、事業所の名札等がなく、引き渡して良いものか判断に困ることがあった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童に先生がついていない時があり、連れて帰ってもいいのかと悩む時がある。</li><li>・ 下校時間に迎えに行ったが終礼の時間がまちまちで待たされるが多々ある。</li></ul>

⑤ 保護者と学校との連携に関して困っていること

小・中学校	特別支援学校	保護者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 連絡系統がうまくいっていないため急遽学校が調整に入らなければならないことがある。</li><li>・ 複数箇所の利用など、保護者からの報告がなく、学校が把握できていない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護者がデイサービスを休むことの連絡を忘れ、事業所が迎えに来られたことがあった。</li><li>・ 守秘義務があり、保護者の同意なしに事業所と学校とで児童生徒に関する情報が共有しづらい現状がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校と事業所にそれぞれにお願い事や相談をしないといけない。</li><li>・ 連絡はすべて保護者を通すので、学校と事業所の間で、板挟みになって嫌な思いをすることがある。</li></ul>

⑥ 事業所が考える今後必要な対応

事業所
<p><u>＜小・中学校との連携を進めるために＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 下校児童生徒のお迎え時に、担任の先生と必要な連絡や情報交換</li><li>・ 放課後等デイサービス事業や保育所等訪問支援事業への理解推進</li></ul> <p><u>＜特別支援学校との連携を進めるために＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 送迎に関するルールは確立しトラブルは減少したが、引継ぎ時に学校での様子を知る手立てや方法の確立</li><li>・ コロナ対応等、緊急事態における学校の対応を事業所にも情報提供</li></ul> <p><u>＜保護者との連携を進めるために＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校と事業所の両方に予定変更や行事連絡等の情報共有</li><li>・ 福祉制度を利用した相談</li></ul>

## 2 小・中学校、義務教育学校、特別支援学校の状況調査

### (1) 状況調査の実施

基準日	令和2年9月1日現在
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪神管内（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）の市町立小(173)・中(77)・義務教育学校(1)、特別支援学校(6)</li> <li>・ 県立特別支援学校(4：こやの里、阪神、芦屋、上野ヶ原)</li> </ul>

### (2) 在籍児童生徒数等 ※義務教育学校は小学校内に含む

	在籍児童生徒数			放課後等デイサービス利用者数			放課後等デイサービス利用率		
	全体	通常学級	特別支援学級	全体	通常学級	特別支援学級	全体	通常学級	特別支援学級
小学校	91,407	88,554	2,853	2,338	705	1,633	2.6%	0.8%	57.2%
中学校	39,758	38,839	919	372	50	322	0.9%	0.1%	35.0%
小・中学校	131,165	127,393	3,772	2,710	755	1,955	2.1%	0.6%	51.8%
特別支援学校	1,393	—	—	1,083	—	—	77.0%	—	—

※最も利用率が高い小・中学校では、7.3%の児童生徒が利用している。

### (3) 学校が把握している事業所数等 ※義務教育学校は小学校内に含む

	利用児童生徒が在籍していない学校数	利用児童生徒が在籍している学校数	利用児童生徒が在籍している学校の割合	のべ事業所数	1校当たりの平均利用事業所数	1ヶ所当たりの平均利用児童生徒数
小学校	5	168	97.1%	1,376	8.2	1.7
中学校	5	72	93.5%	310	4.3	1.2
小・中学校	10	240	96.0%	1,686	7.0	1.6
特別支援学校	0	10	100%	227	22.7	4.8

※最も利用事業所数が多い小・中学校では、19ヶ所の事業所を利用している。

※最も利用事業所数が多い特別支援学校では、61ヶ所の事業所を利用している。

「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年8月施行）において、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。

また、「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（平成30年5月）では、「各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、教育と福祉の連携を推進するための取組を促進すること」とされている。

これらの国の動向と実態調査から見てきた教育、家庭、福祉における連携の実態を踏まえ、連携にかかる兵庫県の方針は以下のとおりとする。

### ＜児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル＞

#### 安心・安全性

- ・児童生徒の引き渡しや訪問のルール等を決める。
- ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する。

#### 一貫性

- ・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行えるよう情報を共有する。

#### 合理性

- ・どの学校でもどの事業所でも、同様の理解にもとづく連絡・連携体制等を整備する。

## 9 福祉との連携にかかる市町教育委員会の役割

各市町教育委員会は、連携にかかる兵庫県の方針「安心・安全性」、「一貫性」「合理性」に基づき、市町等の実情に応じた実効性のある取組を推進していくことができるよう、福祉との連携に関する体制等を整える役割を担う。

### 1 市町の実情に応じたマニュアルの作成と様式例の活用

本マニュアルと様式に、市町の実情に応じた必要な調整等を加え、関係機関等への配布・周知を行う。

- (例)
- ・福祉サービスを利用する時の手続きを、当該市町における具体的な利用の流れとなるようにマニュアルを変更する。
  - ・学校行事等を事業所に知らせるために、学校だより、学年だより、校時表等を配付するようにマニュアルに記載する。
  - ・放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する確認事項（P26・27、41参照）を、当該市町の実情に応じた基本的な内容を示すとともに、詳細については各学校の実情に合わせて対応できることとする。
  - ・様式○の「・・・・・・・・」の文言を削除し、「◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇」の文言を追加する。



### 2 福祉部局との連携

各学校と事業所とが円滑に連携することができるように、市町教育委員会と市町の福祉部局とが連携を図り、定期的に放課後等デイサービス事業所等連絡会（P32参照）を開催する。

また、学校や保護者、関係機関との相互理解を促すため、教育相談等で活用できるチラシ等を作成し、周知する。

### 3 学校への支援

各学校が事業所と主体的な連携を図ることができるように支援する。

- (例)
- ・学校で取り組んでいる効果的な取組や情報共有ツールの様式等について、校長会等を通じて情報共有する。
  - ・学校で使用しているメールサービス等を、事業所にもメール配信ができるように整備する。

市町教育委員会・各学校において、P26・P27「放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する確認事項」を参考に、保護者、事業所と共有するための資料として以下の観点を整理する。(P41参照)

また、連携に当たっては、保護者や児童生徒の思いや考えを尊重しながら、適切に準備を進めていく。

### 1 放課後等デイサービス事業所との円滑な連携にかかる観点

#### (1) 事業にかかる学校の担当者と連絡窓口の決定

- ・担当者（連携にかかる取組を主導する）：(例) 特別支援教育コーディネーター等
- ・外部からの連絡窓口（問合せや緊急の連絡に対応）：(例) 教頭等
- ・保護者からの連絡窓口（事業にかかる連絡や相談）：(例) 担任等

#### (2) 情報共有のルール作成 【P17参考1：学校から事業所への情報共有ツール例】

個別の教育支援計画等（他に、個別の指導計画、連絡帳の共有による日々の引継ぎ情報（健康観察・医療的ケア等）等が考えられる。）を、保護者の承諾を得て事業所と共有するためのルールを決める。

#### (3) 送迎のルール作成

送迎サービスを行う事業所が、放課後に来校するときの送迎車の駐停車や児童生徒の引き渡しに関するルールを決める。

#### (4) 緊急時の対応等、その他のルール作成

- 【P18参考2：事業所における緊急時の対応】【P19参考3：新型コロナウイルス感染症対策について】
- 【P20参考4：障害のある児童生徒の学校臨時休業にともなう居場所確保について】

#### (5) 申請等様式の作成 [P24～P31：様式例1－5] ※県教育委員会特別支援教育課HPからダウンロード可能

学校、事業所、保護者の間で申請や連絡を行うための文書の様式を作成する。

#### (6) 確認事項の検討

「放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する確認事項」(P26・27参照)の検討については、特別支援教育コーディネーター、学級担任、管理職、校内委員会等、組織的に対応する。

#### (7) 確認事項の情報共有

事業所との円滑な連携を進めるには、組織としての対応が必要となるため、検討した確認事項を情報共有する際には、当該児童生徒に関係する教職員だけでなく、全教職員に対してその内容を共有する。



## 【参考2：事業所における緊急時の対応】

(厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」設置者・管理者向けガイドラインより)

### (1) 子どもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合について

- 速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

### (2) 非常災害・防犯対策について

- 設置者・管理者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にするとともに、それらを定期的に児童発達支援管理責任者及び従業者や保護者に周知しなければならない。
- 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合、特に教育委員会や学校が休校や下校時刻を早める等の判断を発表した場合には、子どもの安全確保のために状況に応じて休所とする等適切な対処をするとともに、保護者や学校等関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- 障害種別や障害特性ごとの災害時対応について理解しておき、子どもごとの放課後等デイサービス計画に災害時の対応について記載させることも考慮する。

特に医療的ケアが必要な子どもについては、保護者や主治医等との間で災害発生時の対応について、綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、児童発達支援管理責任者及び従業者に徹底する。

- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、子ども自身が自らの安全を確保できるような学習支援等の防犯への取組が必要である。

### (3) 衛生・健康管理について

- 感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、おやつや学校休業日における昼食の提供にかかる設備の衛生管理を徹底することが必要である。
- 子どもの来所時の健康チェック等、健康管理に必要な器械器具の管理を適正に行うことが必要である。

- 感染症又は食中毒の対応や排泄物又は嘔吐物に関する処理方法について、対応マニュアルを策定しておくことが必要である。
- インフルエンザ等感染症により集団的感染のおそれがある場合、特に教育委員会や学校が休校を発表した場合は、子どもの安全確保のために状況に応じて休所とする等適切に対処するとともに、保護者や学校等関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。

### 【参考3：新型コロナウイルス感染症対策について】

(文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより」)

#### (1) 基本的な感染症対策の実施

##### ①感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

##### ②感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、手洗い、咳エチケット、消毒が大切です。

##### ③抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。

#### (2) 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」、という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。

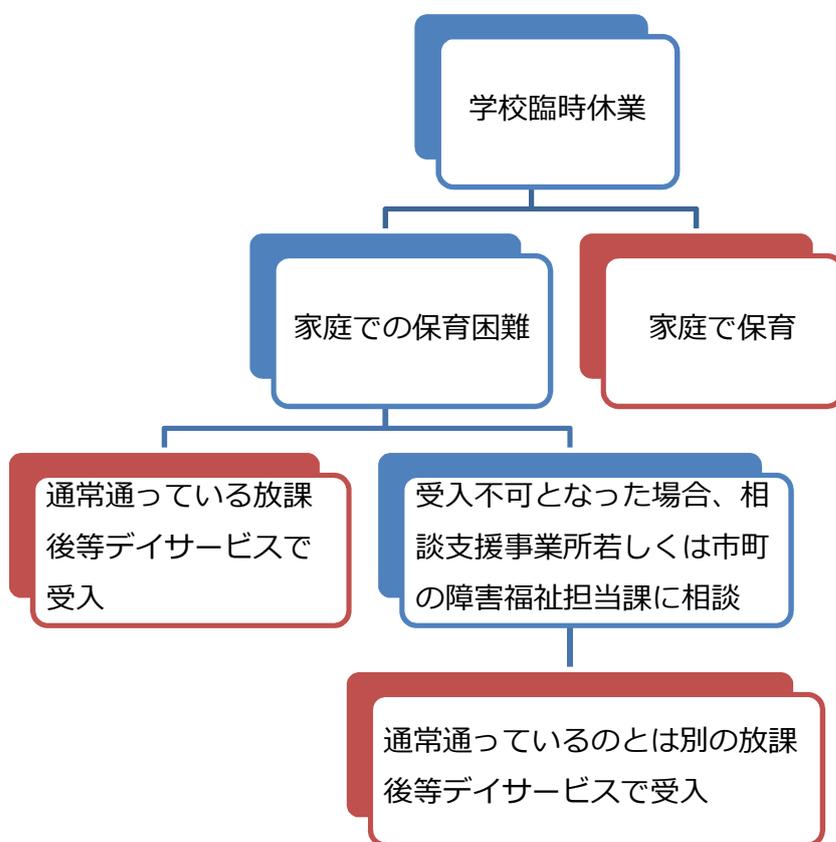
#### 【参考4：障害のある児童生徒の学校臨時休業にともなう居場所確保について】

##### 普段放課後等デイサービスを利用している場合

- ①家庭での保育が困難な場合、まずは通常利用している放課後等デイサービスにご相談ください。
- ②受入れが難しい場合は、相談支援事業所又は市町の障害福祉担当課にご相談ください。

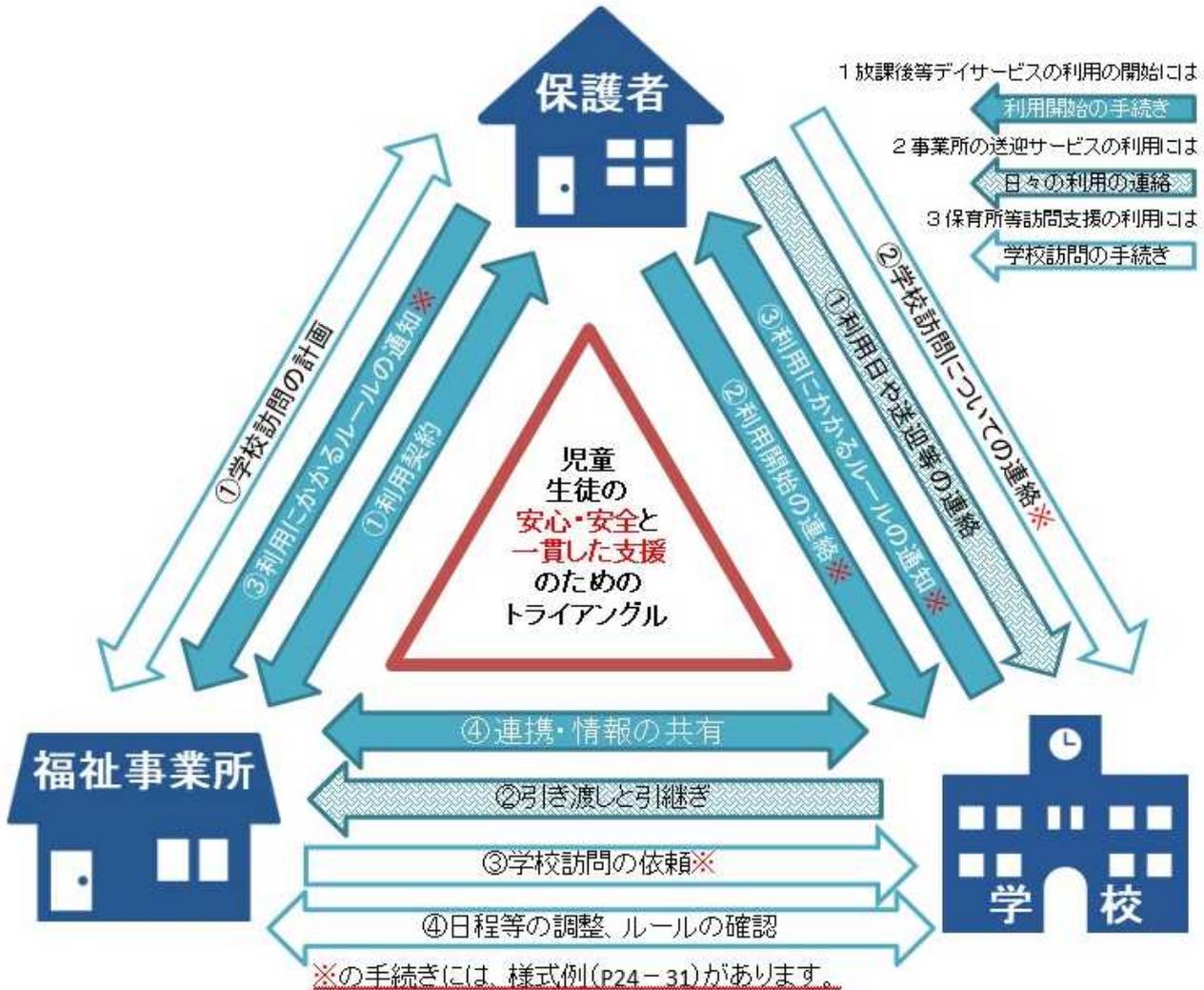
##### 普段放課後等デイサービスを利用していない場合

- ①受給者証をお持ちの方は、相談支援事業所に相談してください。
- ②受給者証をお持ちでない方は、市町の障害福祉担当課に相談してください。



※ 放課後等デイサービスを利用する場合は、事前に本人の体温を測定し、発熱がないことを必ず確認してください。

【図：児童生徒が福祉サービスを利用する時の手続きや連絡の流れ】



1 放課後等デイサービスの利用の開始

(1) 利用開始の手続き (図中の「利用開始の手続き」参照)

内容	主体	参考様式
① 利用契約	① 保護者と事業所	
② 利用開始の連絡	② 保護者から学校	様式例1(P24)
③ 利用にかかるルールのお知らせ	③ 学校から保護者経由で事業所	様式例2(P25)
④ 連携・情報の共有	④ 学校と事業所	

## (2) 個別の教育支援計画への記載

学校教育法施行規則（第134条の2）において、個別の教育支援計画の作成に当たっては、当該幼児児童生徒または保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとされている。

保護者からの利用開始の連絡（P24様式例1）を受けたら、個別の教育支援計画に、利用する放課後等デイサービス事業所の情報と、事業所との面談等で共有した情報を記述する。

## (3) 三者（学校、事業所、保護者）面談や事業所連絡会等での情報共有

子どもの状態等により、学校は、保護者や事業所からの申し出により必要に応じて設定する。三者が必要に応じて一堂に会し、子どもを中心とした情報を共有するなど、顔の見える関係を作っておくことは、連携を深めるために有効である。複数の事業所を利用している場合は、同時に参加してもらうことや、相談支援事業所にも参加してもらうことで、より効率的で効果的な情報共有ができる。

対象となる事業所が多い場合は、すべての事業所を対象とした連絡会を開催し、必要な情報を一斉に周知するなど、互いの負担を軽減する方法を考えることも必要である。

内 容	主 体	参考様式
① 日程等の調整	① 学校の担当者	
② 三者面談の通知	② 学校から保護者経由で事業所	様式例3(P28)
③ 三者面談の実施	③ 学校と事業所と保護者	

### <面談の内容>

- ・合理的配慮等、支援に関する必要な情報の共有
- ・情報共有や送迎にかかるルールの確認
- ・個別の指導計画、個別支援計画にかかる情報の交換
- ・家庭学習の方針の確認 他

## (4) 家庭学習の方針の検討

放課後等デイサービス事業の本来の趣旨はP7のとおりであるが、保護者が、放課後等デイサービスにおいて家庭学習の指導をしてもらうことを要望している場合、学校は、

家庭学習は教育活動の一環であることを踏まえ、次のことについて検討、確認したうえで、児童生徒にとって最も良い方針を保護者とともに検討し、事業所と共有する必要がある。

- ・個別の指導計画に基づく家庭学習の目的、意図
- ・児童生徒の実態に応じた家庭学習の内容と量
- ・家庭学習が自力でできなかった場合の指導・支援の方法 等

## 2 事業所の送迎サービスの利用

(1) 日々の利用の連絡 (P.21図中の  参照)

内 容	主 体	参考様式等
① 利用日や送迎の有無の連絡 ・保護者の事情による変更等もあるので、 毎回連絡することを原則とする	① 保護者から学校	連絡帳等
② 児童生徒の引渡しと情報の引継ぎ ・学校での様子等 ・事業所で宿題を行う場合は宿題の内容	② 学校から事業所	連絡帳等 P17参考1 参照

## 3 保育所等訪問支援の利用

(1) 学校訪問の手続き (P.21図中の  参照)

内 容	主 体	参考様式
① 学校訪問の計画	① 保護者と事業所	
② 学校訪問についての連絡	② 保護者から学校	様式例4 (P30)
③ 学校訪問の依頼	③ 事業所から学校	様式例5 (P31)
④ 日程等の調整、ルールの確認	④ 学校と事業所	

### (2) 成果の共有

保育所等訪問支援では児童生徒への「直接支援」と教職員等への「間接支援」が行われる。訪問支援に立ち会い、事後に情報共有の機会を持つことで、児童生徒にとって最善の環境設定や関わり方を学ぶことができる。

(様式例 1)

〇〇市立〇〇〇学校長 様

### 放課後等デイサービス事業の利用開始について

下記のとおり、放課後等デイサービス事業の利用を開始することになりました。  
については、事業所と連携した支援にご配慮願います。

なお、2番に〇を記入した情報については、事業所から求めがあれば、学校から直接情報提供することを承諾します。

#### 記

##### 1 基本情報

学年・組・番号	年 組 番
児童生徒名	
利用する事業所名	
事業所の連絡先電話番号	
事業所の連絡窓口担当者名	
利用開始日	令和 年 月 日から
利用する曜日 (〇で囲む)	日 月 火 水 木 金 土 他 ( )
学校から事業所への移動 (あてはまるものに〇を記入)	事業所による送迎サービスを利用
	保護者による送迎
	自力通所
	学校のある日は利用しない

##### 2 情報共有について (あてはまるものに〇を記入)

	個別の教育支援計画のコピーを事業所に渡すこと
	個別の指導計画のコピーを事業所に渡すこと
	自立活動の指導内容に関する情報を事業所に伝えること
	合理的配慮に関する情報を事業所に伝えること
	担任が記入する連絡帳の内容を事業所が閲覧すること
	送迎担当者に児童生徒を引き渡す時、学校での様子等を口頭で伝えること

記入日：令和 年 月 日

保護者名： \_\_\_\_\_

(※ 担任に提出してください。)

(様式例2)

(公印省略)  
〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇年〇組〇〇 〇〇 保護者 様  
〇〇〇 (事業所名) 〇〇〇  
ご代表者 様

〇〇市立〇〇〇学校長

### 放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関するお願い

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本校〇年〇組 〇〇 〇〇 が、貴事業所の放課後等デイサービス事業の利用を開始することの連絡がありました。

つきましては、別紙「放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する確認事項」をご確認ください。

なお、本校では家庭、教育、福祉における一貫した指導・支援を図るため、下記により連絡会や、事業所からも参加いただける行事を開催しております。別途ご案内いたしますので、出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

予定月日	行事名	内 容	備考
〇月〇日(〇)	事業所連絡会	年度初めの連絡、確認等	要申込
〇月〇日(〇)	三者面談	学校、保護者、事業所の面談	
〇月〇日(〇)	運動会		
〇月〇日(〇)	オープンスクール		
〇月〇日(〇)	学習発表会		

#### 【問い合わせ先】

担 当：教頭 〇〇 〇〇

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

(別紙例)

※P41の具体例も参照してください

〇〇市立〇〇〇学校 学校と放課後等デイサービス事業所の連携に関する確認事項

項目	学校の役割	保護者の役割	事業所の役割
1 連絡窓口	学校の電話番号: 学校への連絡:教頭 連携にかかる相談:特別 支援教育コーディネーター 子どもに関する日常的な 連絡:担任	学校と事業所間の連絡 は、保護者を通すことを 基本とする	時間帯による連絡先等 を学校に伝える
2 利用日の 連絡	③連絡帳に事業所への連 絡事項も記入する	②担任に利用日と送迎 の有無、時刻を連絡 する ④当日学校を欠席した 場合は、事業所にも 利用中止等の連絡を 入れる ⑤登校後の急な変更や 利用中止は保護者が 学校(教頭)と事業所 へ速やかに連絡する	①利用日の送迎の時刻 を保護者に連絡する
3 下校時の 子どもの引 渡し	②連絡のあった時刻に担 任が子どもを引き渡す ③引き渡し時に、口頭で健 康状態等を伝える 引渡しの場所: ④事業所からの送迎がな かった場合は、担任が 保護者に連絡する	⑤学校から送迎がなか った等の連絡があっ た場合は、事業所に 連絡、または学校へ 子どもの引き取りに行 く	①送迎担当者は名札を 着けて訪問 ※車による送迎の場合、 車体もしくはダッシュ ボード上に事業所名を 明示すること 停車場所:〇〇〇〇

項目	学校の役割	保護者の役割	事業所の役割
4 気象警報等緊急事態の連絡	<p>①朝から気象警報等が発令されている場合の休校等の対応は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝〇時時点で気象警報が発令されている場合は自宅待機</li> <li>・ 〇時まで解除された場合は</li> <li>・ 〇時まで解除されなかった場合は</li> </ul> <p>②子どもの事業所利用日に、体調不良等で早退する場合、保護者に事業所へ連絡するよう依頼する</p> <p>③子どもの事業所利用日に、その他の緊急事態が生じた場合は、保護者と事業所双方に連絡する</p>	<p>※緊急時への対応に備え、特に利用日には学校や事業所から連絡が付きやすいよう心掛ける</p>	<p>④気象警報以外の緊急事態が生じているが、学校から連絡がない場合、まずは保護者に確認し、確認できなかった場合は学校(教頭)に連絡する</p>
5 事業所による学校訪問	<p>③保護者からの要望があれば、事業所と日程等を打ち合わせ、当日の対応者を決めておく</p> <p>⑤実施後はその成果について、事業所からの報告を受ける</p>	<p>①保育所等訪問支援事業を利用するなど、事業所から学校への訪問を希望する場合は、その旨を事業所と学校双方に相談する</p>	<p>②保護者からの要望があれば、学校とも相談し、学校長あてに依頼文を送ったうえで実施する</p> <p>④実施後はその成果について、学校と情報共有する</p>
6 家庭学習	<p>②家庭学習の内容、期限、趣旨、できなかった場合の対応等について連絡帳等を通して事業所に伝える</p>	<p>①家庭学習を事業所で指導してもらう場合、その旨を担当に伝えておく</p>	<p>③事業所での家庭学習実施状況等を、連絡帳等を通して保護者と学校に伝える</p>
7 学校行事等の案内	<p>①事業所に参加を求める行事や参加可能な行事について、直接事業所へ、または保護者を通して事業所に案内する</p>	<p>②学校から依頼があった場合、案内を事業所に連絡する</p>	<p>③行事に参加する場合、保護者を通して学校に参加申込等の回答をする</p>

(様式例3)

(公印省略)  
〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇組〇〇 〇〇 保護者 様  
〇〇〇 (事業所名) 〇〇〇  
ご代表者 様

〇〇市立〇〇〇学校  
学校長 〇〇 〇〇  
〇組担任 〇〇 〇〇

### 保護者・放課後等デイサービス事業所・学校の三者面談のご案内

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本校〇年〇組 〇〇 〇〇 について三者で情報を共有し、一貫した指導・支援を推進するために、下記により三者面談を開催いたします。

つきましては、別紙「三者面談出席者票」を、保護者様を經由して、〇月〇日までに担任までご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇 : 〇 ~ 〇 : 〇
- 2 場 所 本校〇〇教室
- 3 学校の出席者 〇年学年主任、〇組担任、特別支援教育コーディネーター
- 4 内 容 ・ 本児童 (生徒) に関する情報の共有  
・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の内容について  
・ その他
- 5 その他 ・ 本児童 (生徒) の放課後等デイサービス計画を持参ください。  
・ 校内に入る時には、事業所名と名前を示した名札を着用してください。  
・ 来校には公共の交通機関を利用願います。  
・ やむを得ず自動車を利用する場合は、・・・・・・・・・・。

#### 【問い合わせ先】

担当者名 : 担任 〇〇 〇〇

電話番号 :

FAX 番号 :

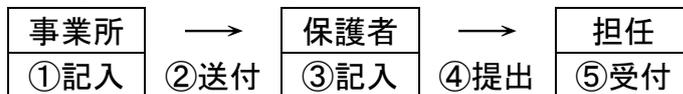
メールアドレス :

(別紙例)

## 三者面談出席者票

学年・組・番号	
児童（生徒）名	
出席保護者名	
事業所名	
事業所出席者名	
連絡事項 （あれば記入）	

※ 本出席者票の提出について



(様式例 4)

〇〇市立〇〇〇学校長 様

### 事業所からの学校訪問について

下記のとおり、保育所等訪問支援事業による学校訪問を希望します。  
については、別途事業所から直接訪問の依頼がありますので、ご対応のほど、どうぞよろしく  
お願いします。

#### 記

学年・組・番号	年 組 番
児童生徒名	
利用する事業所名	
事業所の連絡先電話番号	
事業所の連絡窓口担当者名	
訪問予定日時 (決まっていれば記入)	月 日 ( ) 時 分から

記入日：令和 年 月 日

保護者名： \_\_\_\_\_

(※ 担任に提出してください。)

(様式例 5)

令和〇年〇月〇日

〇〇市立〇〇〇学校長様

〇〇〇 (事業所名) 〇〇〇  
代表 〇〇 〇〇

### 学校訪問について (依頼)

貴校〇年〇組 〇〇 〇〇 の保護者〇〇 〇〇様から、保育所等訪問支援事業の利用について、申し込みがありました。

つきましては、下記により貴校の訪問を計画しておりますので、担当者まで打合せのためのご連絡をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 記

訪問日時の希望	第一希望 〇月〇日(〇)〇 : 〇~〇 : 〇 第二希望 〇月〇日(〇)〇 : 〇~〇 : 〇 第三希望 〇月〇日(〇)〇 : 〇~〇 : 〇
訪問者	(訪問者の職名・名前を記入ください。)
支援の内容	
成果の共有方法	(例 : 訪問支援後、〇分程度情報共有の時間を設定願います。)
その他	

#### 【打合せ等の連絡先】

担当者名 : 〇〇 〇〇

電話番号 :

FAX 番号 :

メールアドレス :

<p>1 下校時の児童生徒引渡しのルール (兵庫県立こやの里特別支援学校)</p>	<p><b>安心・安全性</b></p>
<p><b>【目的】</b> 下校時に児童生徒を安全かつ確実に引き渡すためのルールづくり</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>(1) 学校における学級担任による引渡し</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「終わりの会」で下校方法を確認し、間違いなく下校できるよう指導する。</li> <li>② 担任が各児童生徒をそれぞれの下校方法ごとに誘導し、待機させる。</li> <li>③ 放課後等デイサービス事業所の担当者に直接児童生徒を引き継ぐ。</li> </ol> <p>(2) スクールバスのバス停における介助員による引渡し</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 迎えに来た事業所名を担当者の名札で確認してから、児童生徒を引き渡す。</li> <li>② バス停に、迎え予定の事業所が来ていない時は、スクールバスで学校まで連れて戻り、担任が保護者に連絡し、事業所または保護者の迎えが来るまで対応する。</li> </ol> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迎えがなかった時などの急な対応に困らなくなった。</li> <li>・引渡しがスムーズだと、子どもの状況を伝える余裕ができる。</li> </ul>	
	

<p>2 伊丹市放課後等デイサービス事業者等連絡会 (放課後等デイサービス事業所)</p>	<p><b>安心・安全性</b></p>
<p><b>【目的】</b> 市内の放課後等デイサービス事業の質の向上並びに関係機関との情報共有</p> <p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が主体となって、年3回連絡会を開催し、行政・教育委員会からの連絡の伝達、事業所に共通する課題に関する協議、研修などを行っている。</li> <li>・令和元年度は学校と事業所の連携等について、情報提供や意見交換等を行ったところ、「放課後等デイサービス事業のことを知らない先生もいて、担任が変わると対応が変わるなど、混乱することがある。」「送迎車が校内に入ることのできる学校もあれば、校門近くに停車することもできない学校もある。」などの意見があがった。</li> </ul> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所は他の事業所の取組や対応、学校の事情等の情報を得ることができた。</li> <li>・参加した市教育委員会の担当者から校長会を通して送迎ルールの再確認など、学校に対応を求めるきっかけになった。</li> </ul>	
	

### 3 事業所等職員の把握

(南あわじ市立小・中学校)

**安心・安全性**

#### 【目的】

教職員が事業所等職員を把握するための情報共有

#### 【取組】

- ・児童生徒が利用する事業所等職員の顔写真等を職員室に掲示し、教職員がいつでも事業所等職員を把握できるようにした。

#### 【成果】

- ・児童生徒の送迎のために訪れた事業所等職員を教職員が把握していたため、進んで声をかけることができた。
- ・事業所等職員が安心して学校を訪れることができた。

#### <相談支援事業所一覧>

**令和2年度 淡路地域相談支援事業所一覧**

あなたの「夢」やあなたらしく生きていくための支援をしてくれる相談支援事業所があります。  
一人で悩まず下記の相談支援事業所に気軽に相談してみてください。  
秘密は厳守します。まずはお電話下さい。

淡路市・洲本市・南あわじ市対象

**淡路障害者生活支援センター**  
(月～金 9:00～17:15)  
〒656-0015  
洲本市上加茂7番地  
TEL 0799-26-0625  
FAX 0799-26-0526



高木 清美 上井 陽子 大塚 幸子 石原 典子 土井 裕子

**淡路聴覚障害者相談支援事業所**  
(月～金 8:30～17:30)  
〒656-0002  
洲本市中山園駅前川原222-2  
TEL 090-6708-0942



高木 恵徳

**身体障害者生活支援センター  
フローラすまじ**  
(水～日 8:30～17:30)  
〒656-0011  
洲本市船場字久し橋636番地  
TEL 0799-22-5446  
FAX 0799-22-5446



山内 祥子 杉原 登子 内藤 幸子

**五色晴光園相談支援事業所**  
(月～金 8:45～17:30)  
〒656-0013  
洲本市下加茂1丁目4番4号  
(国営農業大学校—A125の1室内)  
TEL 0799-38-6181  
FAX 0799-38-6182



西澤 孝二郎 山川 悠斗

**みんないっしょ**  
(月～金 9:00～18:00)  
〒656-0101  
洲本市船場21-8  
TEL 0799-24-5035



原 真 新 福 伸

**在宅介護支援センター 五色園**  
(月～金 10:00～16:00)  
12月～1月18日休館  
〒656-1344  
洲本市五色町角鏡橋227番地3  
TEL 0799-34-0500



塩島 美穂 水戸 裕宏

**淡路市社会福祉協議会  
障がい者サポートセンター  
ハビくるステーション**  
(月～金 9:30～17:15)  
〒656-0212  
淡路市志原3119-1  
TEL 0799-62-6215  
FAX 0799-62-6503



尾崎 美千代 土橋 忠美 高村 直樹 山本 秀 岩田 公昭 大塚 和歌子 高田 美穂

**洲本市社会福祉協議会  
相談支援事業所**  
(月～金 8:30～17:15)  
〒656-0024  
洲本市山手2丁目2-26  
洲本市総合福祉会館内  
TEL 0799-26-0022



竹内 和典 高川 直樹 福野 幸史

**南あわじ市社会福祉協議会  
相談支援事業所**  
(月～金 8:30～17:15)  
〒656-0122  
南あわじ市高松1564番地  
TEL 0799-44-3711  
FAX 0799-44-3037



栗庄 友美子 島本 石井 田中 裕子 道上 由恵利 平賀 明子

**あわじ障害者相談支援事業所  
きらら**  
(月～金 8:30～17:30)  
〒656-0102  
洲本市船場1568番地の1  
TEL 0799-43-2156  
FAX 0799-43-2156



土井 美樹代 海井 志津子

**障害者支援センターぶったあ**  
(月～金 9:00～17:00)  
〒656-2401  
淡路市船場488-1  
TEL 0799-70-6145  
FAX 0799-70-4001



真田 穂英

## 4 学校・福祉・保護者連携ケース会議の開催

(小野市教育委員会)

一貫性

文部科学省「学校と福祉機関の連携支援事業」の委託を受け、小野特別支援学校を核とした、学校と福祉関係機関とのスムーズな連携について研究を行っている。

### 【連携ケース会議の目的】

特別支援学校のセンター的機能を活用したケース会議による一貫した支援の検討

### 【事例】

おの特教育相談会

保護者了承を得て、特別支援教育コーディネーターと共有、保護者・事業所と共に開催

情報共有

#### 保護者

環境の変化が多く、学校生活  
がストレス。家では甘えてく  
ることが多い。睡眠が不安定  
になることも。

#### 学校

作業学習・行事の前・急な  
予定変更時不安定に。見通  
しがなく次々課題が来ると  
学習終了後に反動が来や  
すい。

#### 事業所

事業所ではルーティーンがあ  
る。基本は、リラックス・安心し  
て過ごせるよう支援。我慢した  
後にその反動が来る。

ケース会議

#### 【ストレス要因と考えられること】

活動過多・刺激入力のしんどさ・情報の混乱のしんどさ。  
暑さや寝不足などの疲れ。・便秘のしんどさ。

事後指導

家庭での様子を連絡帳で伝  
える。家庭では、リラックス、  
情緒の安定に努める。

活動と休憩をセットにして学  
習活動をパターン化し、安  
定を図る。

学校の覚醒した状態から徐々  
に家庭へのリラックスモードに移行  
できるように支援する。

学校での活動をメインに置き、「家庭→学校→放課後等デイ→家庭」を意識し、情報共有や支援の継続

### 【成果】

- ・一貫した支援により、安定した学校生活を送ることができるようになった。
- ・職員と教員の「顔の見える関係」ができつつあり、いろんなことを頼みやすくなった。
- ・ケース会議や連絡会等、情報共有の場が拡充した。

### 【課題】

- ・事業所と学校との連携のための時間、一堂に集まる時間の確保
- ・保護者同意の確認方法や手続きの確立

### 【今後の連携】

- ・放課後等デイサービス事業所との連絡会
- ・学校行事オープンスクールへの参加
- ・おの特教育相談会
- ・アフター巡回訪問
- ・研修会の開催



<p>5 連携による一貫した支援 (伊丹市内特別支援学校の保護者)</p>	<p>一貫性</p>
<p><b>【目的】</b> 一貫した指導・支援による子どもの心理的安定</p> <p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の個別支援計画を立てるにあたり、相談支援事業所と、放課後等デイサービスの担当者がそろって学校を訪問し、子どもの様子を観察してくれた。</li> <li>・サポートの見直し時などにも、学校を訪問し、担任からも話を聞き取ってくれる。</li> </ul> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家と学校だけでなく、相談支援事業所、デイサービス事業所と連携が取れていて、同じ方法で支援してくれているため、パニックが起きやすい我が子も安心してデイサービスに通うことができている。</li> </ul>	
	

<p>6 事業所等との情報共有 (阪神管内小・中・特別支援学校)</p>	<p>一貫性</p>
<p><b>【目的】</b> 学校と事業所とがスムーズに連携を図ることができるための情報共有</p> <p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初や必要が生じたときに、学校での基本的な考え方や手続きや連絡方法等についての資料を作成し、事業所等へ配付した。</li> <li>・児童の安全な引渡しについて (P36：配付資料例①)</li> <li>・外部関係機関等との連携に関する基本方針 (P37：配付資料例②)</li> </ul> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に資料を渡したことによって、事業所もどのように学校と連携を行えば良いかが明確になり、安心して学校と連携を図ることができるようになってきた。</li> </ul>	
	

## 配付資料例①

(公印省略)  
令和〇年〇月〇日

放課後等デイサービス事業所施設長 様

〇〇市立〇〇〇学校

### 児童デイサービス等施設利用の児童の安全な引渡しについて【お願い】

平素は本校教育にご理解とご協力を賜り深くお礼申し上げます。

安全かつ確実な引渡しについて、本校の対応を下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解、ご協力を賜り、遵守いただきますようお願いいたします。

なお、保護者へのお知らせと説明、駐車許可証の交付は、第1回打合せ会に行うことを申し添えます。

### 記

#### 1 基本的な考え方

- (1) 施設送迎については、安全かつ確実に引渡しを行う。
- (2) 保護者は、児童が下校後直接、児童デイサービス施設(以下施設)を利用する場合は、学校に報告するものとする。※下校時、通学路を通らないため、万一事故があった場合、日本スポーツ振興センターの給付対象とならないため。
- (3) 学校は、施設への依頼・連絡等は、原則として、保護者を介して、受入れの施設と連絡をとる。
- (4) 学校が施設と協議したい場合は、保護者の了解を得て行うものとする。

#### 2 引渡しについて

- (1) 確実に引渡しを行うため、教室前もしくは、学校が許可した校内の安全な場所で行うものとする。
- (2) 送迎する者は、名札を着用し、校内に入る。また、児童を長時間待たせることのないようにすること。
- (3) 車両にて送迎の場合、学校は、保護者と十分協議し、施設車両の校内駐車の許可を行う。児童送迎の施設車両は、駐車時は、貸与する許可証を提示すること。
- (4) 校地内に侵入する場合、施設の車両は安全管理に特段の配慮を行うこと。
- (5) 施設は、学級閉鎖・警報発令等による下校時刻変更等は、保護者を通じて行う。

#### 3 その他

- (1) 当面の間、新型コロナウイルス感染防止のため、体調不良者、発熱者の送迎は控えてください。校内への立ち入りも禁止とします。また、マスクの着用をお願いします。また、教職員から本人確認を求められた場合は、マスクを外すなどご協力をお願いいたします。
- (2) 保護者は、施設利用の中止や変更等があれば、担任に速やかに報告してください。

## 外部関係機関等との連携に関する基本方針

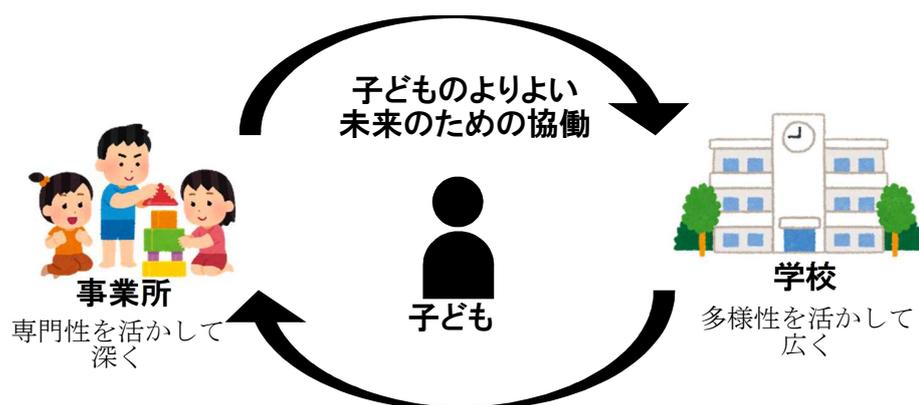
〇〇市立〇〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

2019年4月より施行された兵庫県特別支援教育第三次推進計画では、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するためには、就学前から卒業後へと繋いでいく縦（線）の連携と、教育だけでなく、保健・福祉・医療・労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横（面）の連携が重要であると明記されています。

上記の内容と本校の実態を総合的に鑑みて、本校での外部関係機関等との連携に関する基本方針は以下のとおりといたします。尚、本校の実態に応じて以下の基本方針は変更されることがありますのでご了承ください。

### 1. 外部関係機関等との連携に関する基本的な考え方



### 2. 訪問観察実施までの流れ

①保護者からの申し出



②事業所受付



③本校、特別支援教育コーディネーターへ電話にて連絡の後、書面にて送付

※原則として2週間前までに



④事業所と特別支援教育コーディネーターで日程調整



⑤訪問観察実施



⑥事業所から本校へのフィードバック（書面、電話、来校など）

※保護者経由ではなく、本校での教育活動に還元できる形で実施していただくと助かります。

## 7 福祉サービスの理解促進に向けた校内研修

(阪神管内小・中・特別支援学校)

合理性

### 【目的】

児童生徒を対象とした福祉サービスの理解を深めるための校内研修の実施

### 【取組】

- ・連携マニュアルや理解啓発チラシ（P39参照）等の資料を教職員に配付し、障害のある児童生徒が利用できる福祉サービスや制度の概要について説明した。

### 【成果】

- ・放課後等デイサービスや保育所等訪問支援がどういった事業なのかを周知することができた。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する児童生徒も利用できることを周知することができた。

### ＜校内研修を充実させるために＞

- ・兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課HPにおいて理解啓発のための動画を作成  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>

教育・家庭・福祉の連携マニュアル  
～児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル～

## 理解啓発研修①

### I 障害のある子どもと保護者のための福祉サービス

- (1) 学校と福祉の連携の必要性
- (2) 福祉サービスの種類と内容
- (3) 放課後等デイサービスとは
- (4) 保育所等訪問支援とは
- (5) 連携にかかる兵庫県の方針

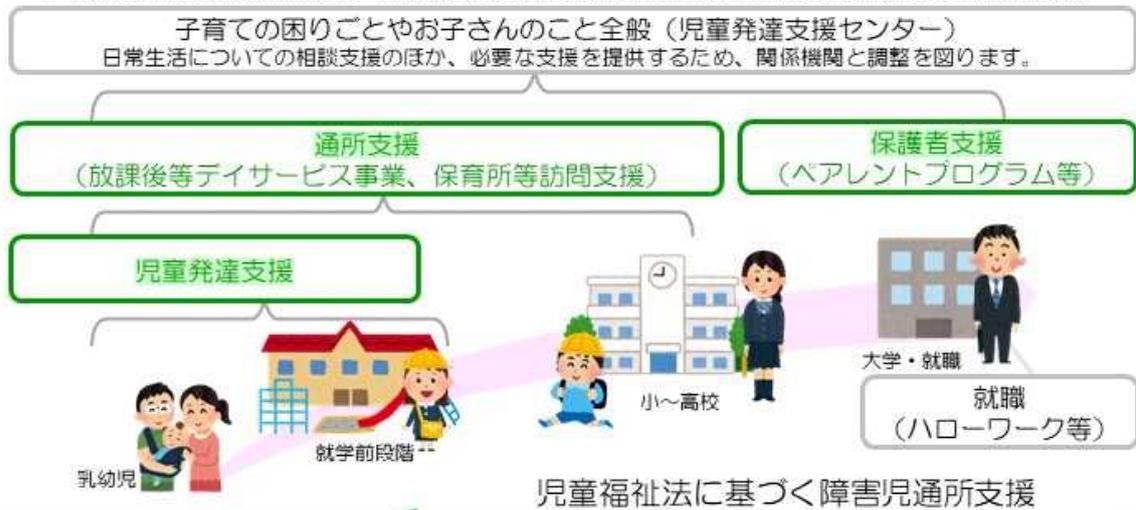
## <理解啓発チラシ>

# 障害のある子どもと保護者のための 福祉サービスと制度

兵庫県では、共生社会の実現に向けた特別支援教育のさらなる充実を図るために、本人・保護者を中心に据え、就学前から卒業後へとつないでいく縦の連携と、教育だけでなく、保健・福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横の連携からなる「縦横（タテヨコ）連携」を推進しています。

福祉との連携に当たっては、まずは教職員が放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業等の福祉サービスについて理解することが必要です。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室による保護者向けハンドブックより



### ※ 個別支援計画等の共有について

児童生徒の学校生活では、学校が作成する「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、一貫した指導や支援が行われています。一方で、児童生徒が放課後等デイサービスを利用するにあたっては、「障害児支援利用計画」、「放課後等デイサービス個別支援計画」が作成され、保護者や本人の希望する生活やニーズ、現状や課題に基づき支援が行われています。

学校とサービス事業者がそれぞれの計画の内容を共有することで、子どもたちへ、より効果的な教育や支援を行っていくことができます。

<p>8 児童生徒が利用する事業所等の周知 (阪神管内小・中・特別支援学校)</p>	<p>合理性</p>
<p><b>【目的】</b> 放課後等デイサービスを利用している児童生徒やその事業所についての情報共有及び福祉サービスへの理解啓発</p> <p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初の校内委員会や職員会議等で放課後等デイサービスを利用している児童生徒やその事業所について確認し、教職員の福祉サービスへの意識を高めた。</li> <li>・年度当初に、放課後等デイサービス利用の申し出があった場合の説明手順について情報を共有した。</li> <li>・毎月の校内委員会で放課後等デイサービスを利用している児童生徒の状況を報告する。</li> <li>・ケース会議等実施日について、教職員に周知した。</li> </ul> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼすべての教職員が、障害児のための福祉サービスについての認識が高まるようになってきた。</li> </ul>	

<p>9 事業所と学校の連絡等の効率化 (兵庫県立阪神特別支援学校)</p>	<p>合理性</p>
<p><b>【目的】</b> 日中電話等で連絡することが困難な担任等への効率的な連絡</p> <p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校へ送迎に来た事業所のスタッフが、担任への質問用紙を投函する専用メールボックスを設置した。</li> <li>・回答は、送迎に来たスタッフに直接伝えるか、手渡す。</li> </ul> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手軽に確実な伝達ができるようになった。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの活用など更に効率的な手段の検討も必要。</li> </ul>	

## ～令和2年度阪神管内で実施した効果のあった取組例～

## 【取組1：「連絡窓口」の例】

- ・事業所からの連絡窓口は、特別支援教育コーディネーターとする。
- ・新規事業所は、代表者が初回送迎までに必ず管理職と面談をする。
- ・事業所の担当者が変更となった場合は、一度顔合わせを行う。

## 【取組2：「利用日の連絡」の例】

- ・送迎時刻の連絡調整は、原則保護者が行う。
- ・学校から下校時刻を知らせる「下校メール」に登録してもらう。
- ・不登校対策のため、学校を欠席してからの事業所の利用を原則しないようにしている。

## 【取組3：「下校時の児童生徒の引渡し」の例】

- ・送迎車の校内乗入れを禁止する。
- ・送迎車は校内の所定の位置に駐車し、許可証を提示する。
- ・送迎で使用する門を統一し、インターホンで名乗る。
- ・事業所等職員は、必ず名札を着用する。
- ・教室前もしくは学校が許可した校内の安全な場所で引き渡す。
- ・児童や保護者の要望を考慮しながら、引渡しの場所を検討する。
- ・送迎時は必ず職員室を訪れ、事業所名と利用児童生徒名を報告する。
- ・担任もしくは本校職員から事業所等職員に児童を引き渡す。

## 【取組4：「急な連絡方法」の例】

- ・急な時間変更等の連絡は、学校から保護者、保護者から事業所の順に連絡をする。
- ・休校や警報による下校時刻の変更等は、学校から全事業所にメールやFAXで連絡する。

## 【取組5：「事業所による学校訪問」の例】

- ・訪問事業の窓口は教頭とし、目的を明確にする。
- ・支援会議での保護者との日程調整は、原則事業所が行う。
- ・ケース会議は、担任と学年主任、特別支援教育コーディネーターと連携して行う。
- ・必要に応じて、保護者了承のうえで事業所を訪問し、児童理解のための参観を行う。

## 【取組6：「家庭学習」の例】

- ・事業所での家庭学習の実施については、保護者と事業所とが話し合う。

## 【取組7：「学校行事等の案内」の例】

- ・学校の行事予定表を事業所に配付する。
- ・学校HPに事業所向けページを開設し、お知らせ等を掲示する。

## ～取組による成果～

- ・電話での問合せが減り、担任の負担が軽減した。
- ・児童の所在が分からなくなるトラブルはなくなった。
- ・事業所と情報共有することで、児童生徒に対して同じ対応をすることができた。

### 13 事業所との連携にかかる福祉の相談窓口

- ・教育活動にかかる相談：学校を所管する教育委員会へ
- ・放課後等デイサービス等にかかる相談：直接事業所へ、または次の担当部課等へ

#### 【市町担当部課等一覧】

市町名	担当部課等名	電話番号	市町名	担当部課等名	電話番号
神戸市	障害者支援課	(078)322-5230	姫路市	障害福祉課	(079)221-2454
尼崎市	障害福祉課	(06)6489-6750	神河町	健康福祉課	(0790)32-2421
西宮市	障害福祉課	(0798)35-3194	市川町	健康福祉課	(0790)26-1013
芦屋市	障がい福祉課	(0797)38-2043	福崎町	健康福祉課	(0790)22-0560
伊丹市	こども福祉課	(072)784-8127	相生市	社会福祉課	(0791)22-7167
宝塚市	障害(がい)福祉課	(0797)71-1141 内線:2534	たつの市	地域福祉課	(0791)64-3204
川西市	障害福祉課	(072)740-1178	赤穂市	社会福祉課	(0791)43-6833
三田市	障害福祉課	(079)559-5075	宍粟市	障害福祉課	(0790)63-3101
猪名川町	福祉課	(072)766-8701	太子町	社会福祉課	(079)277-1013
明石市	障害福祉課	(078)918-1344	上郡町	健康福祉課	(0791)52-1114
加古川市	障がい者支援課	(079)427-3626	佐用町	健康福祉課	(0790)82-0661
高砂市	障がい・地域福祉課	(079)443-9027	豊岡市	社会福祉課	(0796)24-7033
稲美町	地域福祉課	(079)492-9136	養父市	社会福祉課	(079)662-3162
播磨町	福祉グループ	(079)435-2361	朝来市	社会福祉課	(079)672-6123
西脇市	社会福祉課	(0795)22-3111	香美町	福祉課	(0796)36-1964
三木市	障害福祉課	(0794)82-2000	新温泉町	健康福祉課	(0796)82-5620
小野市	社会福祉課	(0794)63-1011	丹波篠山市	社会福祉課	(079)552-7102
加西市	地域福祉課	(0790)42-8725	丹波市	障がい福祉課	(0795)88-5263
加東市	社会福祉課	(0795)43-0409	洲本市	福祉課	(0799)22-3332
多可町	福祉課	(0795)32-5120	南あわじ市	福祉課	(0799)43-5216
			淡路市	地域福祉課	(0799)64-2510

- 平成30年 3月29日付け家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告 ～障害のある子と家族をもっと元気に～」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/05/15/1404502\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/15/1404502_02.pdf)
- 平成30年 5月24日付け30文科初第357号、障発0524第2号「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/06/11/1405916\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/11/1405916_01.pdf)
- 平成30年 8月27日付け30文科初第756号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653_01.pdf)
- 放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>
- 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000166361.pdf>
- 兵庫県特別支援教育第三次推進計画（平成31年～令和5年）  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/dai3jisuisinkeikaku/dai3jisuisinkeikaku2/dai3jisuisinkeikaku2.pdf>
- 「指定障害児通所事業所及び指定障害児通所施設の指定と廃止の公示等」（兵庫県内で指定されている事業所）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/syogaisetsu/syougaijishisetuichirann.html>
- 医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して心地よく暮らすために（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-20181219/dl/after-service-20181219\\_houkoku.pdf](https://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-20181219/dl/after-service-20181219_houkoku.pdf)

